

答 申
— ヤミ専従撲滅に向けて —

自由民主党

公務員の違法就労プロジェクトチーム

委員長 原田 義昭

勤務時間中に職務に専念せず組合活動に従事するいわゆる「ヤミ専従」など公務員の違法、不適切な就労実態が明るみに出され公務員の信頼が大きく損なわれている。国家国民のために一生懸命働くことこそあるべき公務員の姿であり、職務に専念せず、不当に給与を得ることは断じて許されない。

当プロジェクトチームは3月の発足以来、公務員のこれら問題の実態を調査するとともに、その根底にあるものを検証してきた。

これまで、それら実態に基づく総務省や農林水産省への指導を行ってきたところであるが、ヤミ専従の根底にある問題とヤミ専従撲滅に向けた提言を取りまとめたので、答申する。なお、これらについては国のみならず地方自治体も同様であり、各省庁と並んで徹底した取り組みをすることが必要である。

1. 厳格な法律、規則の運用

公務員の服務専念義務違反、すなわち違法、不適切な就労—いわゆる「ヤミ専従」は、現行公務員法や人事院規則を厳格に適用せず、労組の圧力に屈し労使一体でそれを許してきたことが最大の原因である。公務員への国民の厳しい批判がある現状を真摯に受け止め、各省庁は違法、不適切な労働組合活動と今こそ決別すべきである。そのため、下記のことを実行すべきである。

(1) ヤミ専従問題の再調査の徹底

各省庁は総務省の再調査に全面協力するとともに、これを機会に違法な組合活動、不適切な労使関係に徹底的にメスを入れ、調査報告後、新たな服務専念義務違反者が現れないようにすること。

(2) 関係者の処分・告発

- ① ヤミ専従を行っていた職員（又は組合）から不当に得た報酬の返還を求めること。
- ② ヤミ専従に関与した職員・管理職を処分すること。
- ③ 必要に応じ、大臣による告発を検討すること。

(3) 不適切な労使慣行の調査と撤廃

- ① 不適切な労使慣行の根拠になっている確認事項や、書面、口頭等によって申し合わせは全面破棄すること。
- ② 出先機関への着任時や勤務評定時に、従来の労使慣行を尊重すること等を書面もしくは口頭等で約束させられるいわゆる「着任時交渉」や「勤務評定時交渉」は今後一切行わないこと。
- ③ 交渉の時間、交渉の範囲などを厳格に管理するとともに、勤務条件に関する事項はすべて事前協議の対象とするとの交渉における慣行等を廃止すること。また、中央段階で処理された交渉事項は地方段階で交渉事項としないこと。
- ④ 本省及び出先機関で行われる労使間の交渉については、当該省庁のホームページ上で公表すること。
- ⑤ 本人以外の者が印を押すことができる出勤簿等を廃止し、IDカードなどを導入すること。
- ⑥ 組合事務所の管理、費用等についてゼロベースで見直すこと。

(4) 労働金庫及び全労済の徹底調査

全農林幹部が無届のまま労働金庫の役員を兼務し報酬を受けていたことが明るみになったことに鑑み、各省庁とも同様の問題がないか調査すること。また、各県の全労済との関係も過去にさかのぼってあわせて徹底的に調査すること。

(5) 北海道開発局の徹底調査

当プロジェクトチームの調査により、新たに北海道開発局の組合である全開発による不適切な労使慣行やヤミ専従の疑惑が浮かび上がってきた。その為、国土交通省は、当問題を徹底調査し、関係者の処分及び再発防止のための抜本的な改善策を導入すること。

2. 「公務員違法就労禁止法案」－仮称－（通称：ヤミ専撲滅法案） の提出

ヤミ専従を含めた違法、不適切な労働組合活動の根っこには、労使が一体となって温存してきた不適切な労使慣行とともに、それを防止できない法制度の問題がある。そもそも公務員は税金で給与を支給されており民間より高い倫理性をもとめられており、勤務時間中は職務に専念する義務を課せられている。

しかしながら、国家公務員法によって、勤務時間中の労働組合活動が認められており、そのことが、勤務時間中に交渉準備と称した違法活動やオルグ活動等を黙認する素地を生み、ヤミ専従を横行させる温床となっている。

従って、国家公務員法及び人事院規則の改正案を「公務員違法就労禁止法案－仮称－」（通称：ヤミ専従撲滅法案）として提出・成立させることにより、勤務時間と公務員の労働組合活動を峻別すべきである。

- (1) 勤務時間中に短期間の組合活動に従事できる制度があることが、服務専念義務をあいまいにしていることから、短期従事制度を廃止すべきである。このため、
 - ① 人事院規則 17-2 第6条を削除する。
 - ② 上記短期従事の根拠となっている国家公務員法第108条の6第6項を削除する。

- (2) 交渉に関連して行われている違法な組合活動は交渉内容に起因していることから、交渉そのものを国民が可視できる状態におくことが極めて重要である。そのため、
 - ① 国家公務員法第108条の5に新しい項を設け、交渉内容をすべて公開、公表することとする。

3. 中央省庁の出先機関の改廃を含む行革の断行

そもそも仕事がないから違法、不適切な労働組合活動が横行している—まさに“小人閑居して不善をなす”である。

これまでPTで行ったヒアリングや調査、党への公益情報から明らかになったことは、組合の役員に仕事を与えない、人事で配慮しているなど不適切な労使慣行が横行している姿であり、一方で行政の合理化、時代の趨勢等により与えられた職務に十分な業務が残っていないことが余剰人員となって、例えば年金記録の不備、改ざんや事故米問題を起こしてきたとも言える。

この余剰人員を洗い出し、組合役員であっても勤務時間中は職務に専念させることは税金で給与を得ている以上当然のことであり、政府はただちに各省庁の出先機関の職務内容と量、定員を精査し一層の配置転換を進めるなど徹底した行政改革を断行すべきである。

特にヤミ専従など服務専念義務違反者が指摘される、農林水産省及び厚生労働省、国土交通省などの出先機関は組織改廃を含めた徹底したリストラもしくは配置転換を進めるべきである。